

保育の必要性の認定申請について

1. 保育の必要性の認定申請とは

子ども・子育て支援制度では、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する際に、保育の必要性の認定を受けることが必要になります。

2. 保育の必要性の認定区分

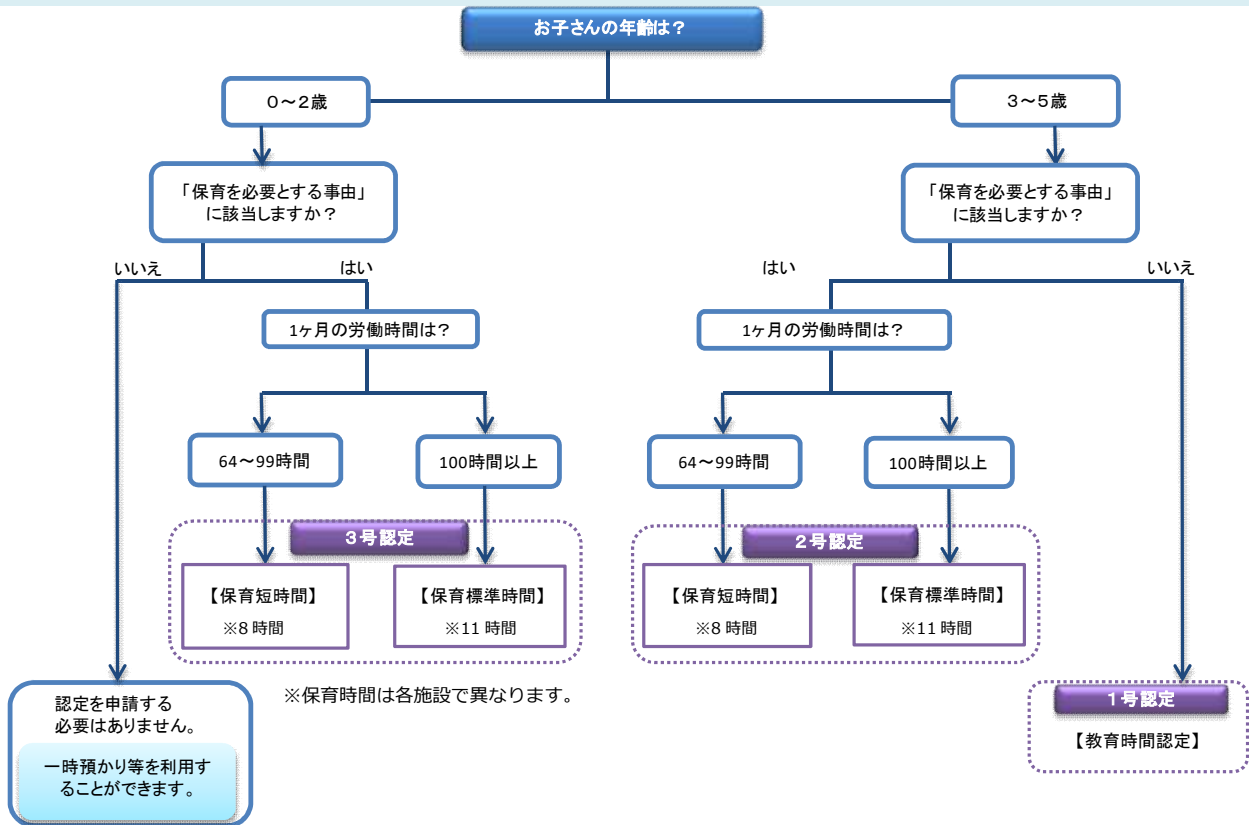
認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、 小規模保育施設、 事業所内保育施設 等
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、 小規模保育施設、 事業所内保育施設 等

3. 保育の必要性の認定申請手続きについて

- ①市に保育の必要性の認定申請をしていただきます。
(教育・保育給付認定申請書)
- ②審査後、保育の必要性の認定内容を記載した決定通知と「認定証」を市から交付いたします。
(審査結果については、来年度4月の入所に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することが予想されますので、予めご了承ください。)
- ③認定証は、施設の入所を決定するものではありません。
- ④施設によって入所希望が集中する場合は、保育の必要性の順位の高い方から、入所の決定を行いますのでご了承ください。

(裏面へ)

あなたの認定区分は？



○保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

1. 就労
2. 妊娠、出産
3. 保護者の疾病、障害
4. 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動(起業準備を含む)
7. 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
8. 虐待やDVのおそれがあること